

家畜伝染病発生時における支援活動に関する覚書

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は高知県内で発生した家畜伝染病において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づき甲が行う防疫活動を円滑かつ効率よく実施するための支援について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、家畜伝染病発生時において、乙に所属する会員等の資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲が行う家畜伝染病の防疫活動を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（家畜の伝染性疾病の定義）

第 2 条 この協定で扱う家畜伝染病とは、法第 2 条に定義されている伝染性疾病をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第 3 条 乙は、甲が行う家畜伝染病の防疫活動を支援するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握する。

- （1） 協会内からの支援体制
- （2） 提供可能な資材、機材及び支援活動が可能な技術者等の把握

（乙の支援内容）

第 4 条 甲からの支援要請に基づき、乙は協会内の支援体制を基本に、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- （1） 防疫作業における埋却等の活動
- （2） その他、甲が必要とする業務

(資機材の消毒)

第5条 第4条に規定する支援活動に用いた資機材については、家畜防疫の観点から、消毒作業を甲により施すものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条に規定する支援活動に要した経費は、甲が負担するものとし、詳細については別途協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第7条 この覚書は、覚書内容締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙が協議して定めるものとする。

この協議締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

附則

本覚書は、平成22年 6月 7日から施行する。

平成22年 6月 7日

甲 高知県知事 尾崎 正直



乙 社団法人高知県建設業協会
会 長 三谷 一彦

